

## 尖閣諸島に字名標柱の設置を求める決議

尖閣諸島が我が国、固有の領土であり、沖縄県石垣市の行政区域であることは紛れもない事実である。字名変更に伴い地籍は石垣市字登野城尖閣 2390 番地から 2394 番地となっております。

領土は先人から受け継いできた大切な財産であり、後世に責任をもって保存活用していくためにも、尖閣諸島を行政区域として預かる石垣市行政担当局及び石垣市議会が適切な政策を講ずることが必要不可欠であります。

石垣市は 1969 年（昭和 44 年）、当時の石垣喜興市長自ら尖閣諸島に上陸し、魚釣島、久場島、大正島、南小島、北小島の 5 島に行政標識となる番地を記した標柱を建立し行政区域を明示しておりますが、50 年も経過し字も読めないぐらい風化していることから石垣市の行政区域であることを国内外に広く知らしめるためにも新たな行政標識は重要であります。

また、字名の変更に伴い、これまでの字登野城番地から字登野城尖閣へと変更された新たな行政標識を設置することは必要不可欠であり、早急な設置が求められております。

尖閣諸島を取り巻く環境は厳しいものがありますが、新たな字名を明示した行政標識が早急に設置されるよう強く要請致します。

令和 2 年 12 月 14 日

石 垣 市 議 会

宛先 石垣市長